

第1号被保険者の保険料改定のお知らせ

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料は、介護給付費の推計に基づき、3年ごとに見直すこととなっています。令和6年度から8年度の保険料基準額（年額）は、70,200円です。（令和3～5年度も70,200円のため据え置き。）

■所得段階別保険料（年額）

保険料段階	対象者	負担割合	保険料（年額）
第1段階	・世帯全員が町民税非課税で、生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.455 （×0.285）※	31,900円 （20,000円）
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.685 （×0.485）※	48,100円 （34,000円）
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.690 （×0.685）※	48,400円 （48,100円）
第4段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.90	63,200円
第5段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	70,200円
第6段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	基準額×1.20	84,200円
第7段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人	基準額×1.30	91,300円
第8段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が年間210万円以上、320万円未満の人	基準額×1.50	105,300円
第9段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が年間320万円以上、420万円未満の人	基準額×1.70	119,300円
第10段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が年間420万円以上、520万円未満の人	基準額×1.90	133,400円
第11段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が年間520万円以上、620万円未満の人	基準額×2.10	147,400円
第12段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が年間620万円以上、720万円未満の人	基準額×2.30	161,500円
第13段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が年間720万円以上の人	基準額×2.40	168,500円

※低所得者の軽減強化として、第1段階から第3段階は別枠の公費による負担軽減が実施されています。

何かわからないこと下記までお問い合わせください

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800-1

鬼北町役場 保健介護課 介護保険係

電話：0895-45-1111（内線 3117～3120）

